**平成２７年度第１回都市計画審議会　会議録概要**

○日　　　時　　　平成２７年５月２８日（木）午後１時３０分～２時４５分

○会　　　場　　　鶴岡市勤労者会館　大ホール

○出席委員　　　上木勝司会長、菅井巌委員、中沢洋委員、佐藤博幸委員、今野良和委員、

今野美奈子委員、上野多一郎委員、早坂剛委員、斎藤留吉委員、

阿部俊夫委員、樋口和則委員、藤田和弘氏（近藤好司委員代理）、

清水信雄委員、飛塚弘委員

○欠席委員　　　三浦伸一委員、伊巻和貴委員

○市側出席者　　　建設部長、建設部次長（土木課長）、建設部参事、建築課長、

都市計画課長、都市計画課長補佐、都市計画主査、都市計画課専門員

≪計画・設計関係者≫

　　　　　　　　 　　　荘内銀行、久米設計

○公開非公開　　　公開

○傍　聴　者　　　１人

○次　　第

　　１．開　会

２．挨　拶

３．委員紹介

４．報　告

５．意見聴取

　　・鶴岡都市計画高度地区の特例許可について

６．その他

７．閉　会

**１．開　会（進行：都市計画課長）**

**２．挨　拶（建設部長、上木会長）**

**３．委員紹介**

**４．報告　　高度地区の特例許可再申請についての経過説明（議長：会長）**

〈事務局による説明〉都市計画課長

〈申請者による説明〉荘内銀行

会長：　計画の大幅な変更に伴い、当初計画に基づく申請を取り下げ、変更後の計画に基づく申請を改めて行ったというものでありますが、何か質問等はありますか。

→　質疑なし

**５．意見聴取　　鶴岡都市計画高度地区の特例許可について**

〈高度地区について〉　説明：都市計画課専門員

〈景観審議会の意見〉　説明：都市計画課長

〈事業計画について〉　説明：荘内銀行

〈設計内容について〉　説明：久米設計

〈近隣説明会の意見〉　説明：荘内銀行

〈質疑〉

委員：　2点お伺いします。1点目として、今回例外の案件として協議していますが、案件の受け取った項目がどういう名称になるのか教えてもらいたいというのが一つと、土地の形態を変更されたということで、今後その部分はそのように残ってずっといくのかその見通しなどはありますか。

会長：　私の説明が言葉足らずで、再申請という言葉を使いますが、前回の申請を取り下げた、別個の新たな申請という形の位置づけになります。ただし、同じ審議会ですので、審議会としては前の議論も生かすことができるという意味でお話したものです。今回の場合、大幅な変更が生じたことから、変更申請ではなくて、当初の申請をいったん取り下げ、新たな申請として受け取ったものです。

荘内銀行：　2点目の土地の見通しについては、仮に銀行で後から土地を取得できるという状況になった場合、今回提出した計画はどうなるのか、という質問が先日の景観審議会でもございました。我々としては仮に取得できたとしても、この計画で進めていくと考えています。さらに今回の計画を出すまでには地権者とお話をだいぶしてきましたが、この場所で商売を続けたいという希望がかなり強いようですので将来的にも街並みを形成していくということにお互いに貢献していければと考えている次第です。

委員：　今回、この土地の問題で建てるところが変更になったわけですが、今回新しく取得したところは全て荘内銀行の所有に変わっているのですか。

荘内銀行：　変わっています。

委員：　それから、川端通りの拡幅部分は鶴岡市で将来買収することになるわけですね。

都市計画課長：　今回、お示しした地図の川端側の赤い太い線ですが、これは将来の計画道路の線になっていますので、市としてもこの川端通りに関しては拡幅をしていきたいと考えています。その際は、現在荘内銀行が所有している土地を市が買収させていただくといった形で考えています。なお、今回残った土地に関しても将来計画している道路に建物がはみ出す形になっていますが、これに関しても市としては道路事業として、荘内銀行の事業とは別にこの部分について拡幅を進めていかなければならないと考えています。

委員：　もう一点、この建物とそれから公共的な施設が今度はできるわけですが、その割には駐車場のスペースが50台と非常に少ないように感じますが、みゆき通り側については以前の計画よりも広くとっていますか。

久米設計：　セットバックの幅については前回よりも大きくなっています。歩道のラインが道路境界線より一歩入った所になり、この歩道の幅は変わっていないのですが、当初計画よりも幅が広くなっています。

荘内銀行：　再度申し上げますが、みゆき通りにつきましては当初計画よりセットバックしております。その理由はやはり先ほど景観審議会でもご意見があった、みゆき通り側の向かいの方々の環境に配慮するためにセットバックを図っているということ、加えて、セットバックをしたことで生まれる空間を空地の敷地内歩道として整備をしていくということを意図しているということです。先ほど、最初のほうの説明で、久米設計から、内外に歩行空間を作るというようなお話をさせていただいているのですが、それは外側の緑地も含めた敷地内歩道、それからエントランスホールという所も通行できるという意味合いです。それから駐車場の50台というところにつきましては、実は当初計画でも概ね50台という計画でした。それが十分かどうかという部分については私たちも決して十分足ります、と自信を持って言える状態ではありませんので、近隣の駐車場等と連携するなどといったことも考えていかなければならないと思っている次第です。

委員：　前回の委員会で特例許可についての考え方が示されていますので、それについては前回と同じようにやむを得ないとの判断で、私は良いと思います。今回の見直しによって、建物の配置が大きく変わったわけですが、むしろ結果オーライで、むしろ今の建物の配置のほうがいいのではないかと思っています。お尋ねしたいのは建物の配置が変わったことによりまして、現在の建物にかかるような建物の配置になっているわけですが、このことによって、これからの事業の建設の計画ですね、前回の資料によれば、来年度の初めに着工して、1年ほどかけて完成させる予定のようですが、この計画については変わらないですか。

荘内銀行：　当初計画は、現在の建物を残したまま、本店営業部も営業しながら、隣に建設をしていって、建物ができたら移転して、その後、建物の取り壊しをして、それで駐車場の整備をするという形で、工事としては複雑な工程を行う計画としておりました。今回の計画については、まず取り壊しが先に入ります。そのため、我々勤務している者は一旦、別の仮のところに移転をし、取り壊してそれから建て始めるというところです。完全な竣工ということでいくと、若干、当初計画からみると少し遅れるということになろうかと思いますが、全体としては2、3か月の遅れとして完成に至ると見込んでいます。

委員：　ぜひ荘内銀行のほうで賑わいづくりに力を出していただけるような形でこちらの建物もできればいいかなと思っています。市に対し、中心部の一方通行をもう少し改善できないか、20年ほど前から言っていたのですが、その頃は、中心部には車は来ない方がいいんだ、郊外に環状線を回してというのが当たり前の時代で、商店街のほうはちょっと置き去りにされていたという感があったのですが、今は中心部に賑わいを持ってこようという大きい力が動きはじめているなと思います。地方創生もそうですし、そういう意味では、みゆき通りは一方通行解除になるというお話でしたが、川端通りに関しても解除の計画など含めて、鶴岡市の考えをお聞きしたい。

土木課長：　川端通りについては都市計画道路の計画幅で将来的に拡幅をする予定で、今も市の内部で事業化に向けて検討しているところです。拡幅になりましたら一方通行についても規制を解除していきたいという方向で、関係機関とも併せて協議を進めている状況です。

建設部長：　一方通行に関しては、全般的に川端通りのみならず、南銀座やそういったところで別途、地元の商店街、町内会、商工会議所が入って具体的な検討を進めています。現在は概ね解除の方向については合意をいただいていますが、部分的に交差点の問題点等あるので細部については詰めている段階であるとご理解いただきたい。

委員代理：　一方通行に関しての警察の状況について話をしたいと思います。解除については市と連携して場所、路線について解除できるところは解除した上でとしておりまして、みゆき通りについては大幅な改良は必要ないので解除に向けて安全対策を市と連携して進めていく予定です。他の路線については安全対策をし、車がスムーズに通れるようになった段階でこちらとしても手続きを進めていきます。

委員：　街並みに対する景観も含めてですが、今回の計画はセットバック等により圧迫感がとても軽減されているので前よりもいいということで景観審議会でも全員そういう意見でありましたし、私もそのように考えています。

会長：　それでは、荘内銀行本店整備に関しては、公益上やむを得ず、市街地環境上も支障がないということで意見をまとめたいと思います。なお、実施設計を進めるにあたっては、この審議会での協議も踏まえて、景観に関してより一層の改善と充実を図ることを期待するということでよろしいでしょうか。

→　全会一致

**６．その他**

**７．閉会**